

## 平成21年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成21年 9月8日

招集の場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場

開会(開議) 平成21年 9月8日(火) 9時 37分 宣告

会議録署名議員の氏名 9番 高宮陽一 議員 11番 遠藤義光 議員

### 1、出席議員

1番 安部大助	6番 小野昌士	11番 遠藤義光
2番 前田芳樹	7番 齋藤昭一	12番 池田信博
3番 平田文夫	8番 石田茂春	13番 吉田政司
4番 齋藤幸廣	9番 高宮陽一	14番 福田晃
5番 是津輝和	10番 米澤壽重	15番 安部和子
		16番 松森豊

### 1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町長 松田和久	定住対策課長 岡田清明
副町長 門脇裕	農林水産課長 山崎龍一
教育長 藤田勲	下水道課長 中前千之
総務課長 渡部國彦	建設課長 井川寛
会計管理者 嶽野正弘	水道課長 大庭孝久
企画財政課長 齋藤福昌	総務学校教育課長 岩水守
税務課長 竹林行政	生涯学習課長 高梨康二
町民課長 佐々木秋幸	布施支所長 松井忠弘
福祉課長 村上静夫	五箇支所長 村上和弘
保健課長 阿部真澄	都万支所長 石川伸吉
環境課長 浅生久	行政係長 渡部誠
観光商工課長 池田高世偉	財政係長 鳥井登
	監査委員 大西利明

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大 上 博 人 庶務係長 藤 田 睦 代

1、傍聴者 3名

1、町長提出議案の題目

- 報告第 8号 株式会社あいらんどの経営状況について
- 報告第 9号 隠岐の島町教育委員会事業の点検評価について
- 議 第71号 平成21年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)
- 議 第72号 平成21年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 議 第73号 平成21年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第1号)
- 議 第74号 平成21年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第1号)
- 議 第75号 平成21年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第1号)
- 議 第76号 平成21年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議 第77号 平成21年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議 第78号 平成21年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第79号 平成21年度隠岐の島町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)
- 議 第80号 隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議 第81号 隠岐の島町行財政改革推進審議会条例の一部を改正する条例
- 議 第82号 隠岐の島町学校設置条例の一部を改正する条例
- 議 第83号 委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道西郷浄化センター建設工事〕
- 議 第84号 工事請負契約の締結について〔島後清掃センター給塵用クレーン更新工事〕
- 同意第 3号 隠岐の島町固定資産評価審査委員の選任同意について
- 同意第 4号 隠岐の島町名誉町民の選定同意について
- 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 認定第 1号 平成20年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成20年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成20年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成20年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成20年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成20年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 平成20年度隠岐の島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 平成20年度隠岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9号 平成20年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 平成20年度隠岐の島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第11号 平成20年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第12号 平成20年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第13号 平成20年度隠岐の島町中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第14号 平成20年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第15号 平成20年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

## 議事の経過

**議長（米澤壽重）**

ただ今から、平成21年第3回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（開議宣告 9時37分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## 日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第118条の規定により、9番：高宮陽一議員、11番：遠藤義光議員を指名します。

## 日 程 第 2、会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から28日までの21日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から9月28日までの21日間に決定しました。

## 日 程 第 3、諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る平成21年第2回定例会以降の議会に関する行事・会議などは、お手元に配付した資料の通りであります。

主なるものをご報告申し上げます。

7月17日には、ジェット機の初便にあわせ、就航4周年の記念行事が行われ出席いたしました。7月22日から24日にかけては、教育民生常任委員会が鳥取県湯梨浜町及び雲南市に行政視察を行いました。この件につきましては、改めて委員長より報告をいただきます。

又、7月24日には、全国19都道府県87市町村で組織する、全国離島振興市町村議会議長会臨時総会が東京の全国町村議員会館でおこなわれ島根県代表として、出席いたしました。当日は、会務報告の後、役員改選がおこなわれ、はからずも私が会長の職を預ることとなりました。又、副会長には北海道利尻富士町議会議長の長岡氏、鹿児島県長島町議会議長の濱上氏が就任されております。

議案につきましては、「平成22年度離島の振興に関する要望」が原案のとおり決定されました。

7月29日には、本町と交流のある、愛媛県西予市議会の9名の議員が行政視察に訪れられ、私と総務産業建設常任委員との意見交換会、また、夕刻には交流会も行われました。

8月1日から2日にかけては恒例となりました、東京の世田谷まつり・大阪の豊中まつり

が開催され、私は世田谷まつり、副議長が豊中まつりに参加し、交流を深めて参りました。

8月5日には、福岡県糸島郡の前原市、志摩町、及び二丈町で結成される、糸島地区議長協議会の議長及び事務局長の7名が行政視察に本町を訪れました。当地域は、来年1月に合併が予定されており、志摩町が離島をかかえているといったことから、本町を訪れたものがあります。当日は私も町内をご案内し、夜には交流も深めたところでもあります。

8月7日には、議会運営委員会を開催し、第4回臨時会及び9月定例会の日程等について協議をおこなっております。

8月15日には、「隠岐の島町成人式」が挙行され、新成人188名の内、110名の出席があり、議会からは、正副議長、各常任委員長が出席し、お祝いをしたところでもあります。

9月4日には、教育民生常任委員会と島後小中学校長会の意見交換会が開催され、児童生徒の学力向上等について話し合いが行われました。

また、当日は松江市において連合中国ブロックによる第3回竹島の領土権確立を求める集いが開催され、町長とともに出席いたしました。

9月7日には、議会運営委員会が開催され、本定例会の日程等、確認がなされたところでもあります。

次に、議員派遣の件についてであります。別紙のとおり1件の派遣がありましたので、ご報告いたします。

次に、9月7日の議会運営委員会までに3件の陳情書を受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日 程 第 4、行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

平成21年第3回・隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

朝夕はめっきりしのぎやすくなりましたが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、何よりでございます。

本日は、平成 21 年第 3 回隠岐の島町議会定例会を招集させて頂きましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませずご出席を頂きありがとうございます。

ご案内のように、今年は平成 5 年以来の冷夏となりまして、米作を大きく左右いたします 7 月下旬から 8 月上旬の天候具合でございますが、残念ながら観測至上もっとも少ない日照時間が記録されてしまったところでございます。

8 月のお盆過ぎ中旬から夏の日ざしが幾分もどってきましたものの、ここに至りましても米作はもとより農作物の減収が大変懸念され、心配をいたしているところでございます。

さて、議長からもご報告がございましたが、8 月 30 日執行の国政選挙「第 45 回衆議院議員選挙」は全員が比例区で復活当選は果たされましたものの、現職閣僚 6 名が小選挙区で落選するという、まさに与党自民党大敗。そして民主党が 308 議席を獲得するという、いわゆる民主党全幅のもとで幕がおろされたところであります。

新政権は政・官・行の癒着を断ち、家計の直接支払いによります内需拡大、いわゆる暮らしのための政治を掲げ、当面する予算の組み替えを手はじめに税金の無駄使い根絶、更には地方の声を国政に大きく反映させる政権を目指すと、このように伝えられているところでございます。

国政が大きく舵をきり、変革しようとする中で、地方にどのような変化がもたらされるのか不透明な中にはございますが、私共は引続き町民の皆様方の「安心・安全な暮らし」を確固することに向けまして、最善の努力を傾注して参らなければならないと、このように考えております。

議員各位におかれましては、引続きご支援、ご協力を賜りますように宜しくお願い申し上げます。

本議会は、報告案件をはじめ、平成 21 年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の一部改正、並びに平成 20 年度決算認定など 34 件の諸議案をご提案させて頂いております。

どうか、充分なるご審議を頂きますとともに、私ども執行部に適切にご指導を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、去る 6 月に開催させて頂きました「第 2 回・隠岐の島町議会定例会」以降の、私の行政報告でございますが、主要な事項につき述べさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

先ず、最初に「国土交通大臣杯・第 2 回全国離島交流中学生野球大会」につきましてご報告申し上げます。

本町の合併5周年記念事業として誘致いたしました、国土交通大臣杯・第2回全国離島交流中学生野球大会は、8月6日の夕刻、隠岐島文化会館での抽選会を皮切りに、翌7日から9日にかけて、全国の離島代表の14チームと本町の代表2チームの合計16チーム参加のもと、総合運動公園、五箇運動場及び都万運動場を会場といたしまして、「中学生離島甲子園」として盛会裏に開催することが出来たところでございます。

開会式は、あいにくの大雨に見舞われまして、やむなく総合体育館で開催いたしましたが、これも会場に隣接していたことからスムーズに移動することが出来ました。

初日は悪天候の影響を受けながらも、午後からは何とか試合を開催することが出来、大会運営は一部の変更にとどまりました。2日目からは天候も回復し、予定どおりの順調な運営がなされたところであります。

隠岐から出場いたしました、西郷南中学校と五箇中学校、そして西ノ島中学校の3校は、惜しくも2回戦で敗退いたしました。しかし、9日のお別れパーティには、中国大会に出場していた昨年の優勝チームであります西郷中学校の選手たちも加わり、独特の趣向を凝らした内容で交流を深めることが出来ました。こうした大会運営に関しましては、全国の離島から来て頂いた中学生はもとより、保護者の方々、離島の市町村関係者、そして村田兆治氏率いる『まさかりドリームス』の皆様方からも、「素晴らしい大会」とのお褒めの言葉を頂いたところでございます。

これも、ひとえに野球連盟の審判の方々をはじめ、地元の保護者の方々をはじめとするボランティアの皆様、そして大会運営に携わって頂いた多くの皆様のお陰でございまして、改めまして深く感謝申し上げます。

次に、「隠岐の島町大花火大会」につきまして、ご報告申し上げます。

去る8月14日に、本町の合併5周年記念事業の一環といたしまして、花火大会を開催させていただきました。

当日は、天候にも恵まれ、大勢の方々に会場周辺にお出掛け頂きまして、大変な賑わいでございました。無料送迎バスも予想以上の大勢の方々のご利用がありまして、増便をして対応いたしました。お陰様で、花火をご覧になった方々からは、たくさんの感動のお言葉や出来ることなら来年もやっていただきたいなどの言葉も頂いたところであります。

これも町民の皆様方、そして企業・商店などの皆様方から、この不景気にも係わりませず、たくさんのご寄付を頂いたお陰と感謝を改めて致しておるところでございます。

この花火大会が開催できましたことは、こういう苦しい時ではありますが、島に住む皆様

方が一緒になって、子供さんやお孫さんと、そしてまた近所の方々と、楽しいひと時を過ごしたいという願いがあり、そうした願いが、この事業を成功に導いて頂いたものと思っているとところでございます。

次に、「隠岐島油槽所の整備状況」につきまして、ご報告申し上げます。

この件につきましては、7月の臨時議会におきましてもご報告申し上げますので、その後の状況についてのみご報告させていただきます。

8月17日の臨時議会におきまして、油槽所の重要な工事であります「油槽設備建設工事」の契約締結に関する議決を頂きました。

8月21日には、事務所、タンクローリー積み場、タンクローリー車庫及び倉庫を対象とする「事務所等建築工事」の入札を執行いたしまして、徳畑建設株式会社様が落札をいたしたところでございます。

同日には、役場本庁におきまして国土交通省中国運輸局島根支局の担当の方と油槽所再開に向けての諸手続き等の協議・意見交換を行いました。町といたしましては、12月中の仮出荷を目指していることを伝えまして、最大限の協力を要請したところでございます。

尚、今後の整備予定と運営準備につきましては、資料でお示ししておりますが、「油槽所設置条例」及び「タンクローリー購入契約」の議案につきまして、諸般の事情により、本議会議中に追加提案をさせて頂きたいと考えていますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

次に、「今年のジェット便の搭乗率」についてご報告いたします。

4年目を迎えます今年も、去る7月17日から8月30日までの45日間、夏季限定でジェット便が就航いたしました。

今年は、昨年のMD81型、163人乗りに代わりまして、MD90型、150人乗りが就航いたしまして、一日も欠航することなく順調に運航できましたことはたいへん喜ばしいこととございました。

一方、気がかりな最終搭乗率であります。76.9%と残念ながら目標の80%には418席届かない結果となりました。しかし、町民の皆様方をはじめ関係者の皆様方のお力添えを賜る中で、天候不順や経済不況などの悪条件下の結果としては「まずまず」との一定の評価も頂いたところであります。

また、本年に関しましては、ジェット機就航期間中に、特別便として従来のQ400型、74人乗りが8月10日から10日間運航いたしまして、その搭乗者数は約1,000人となっております。また、ジェット機の搭乗人員に加えますと11,466人となり、併せますと実に84.2%の搭

乗を頂いたことにもなります。

来年、また再来年の東京直行便の実現に向け、今後も、町民の皆様方のお力添えを頂きながら「ジェット機就航」を観光の振興に、また、交流人口の拡大の糧にしていきたいと考えているところでありますので、引き続きご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「木質バイオマス・リグノフェノール実証プラントの建設」についてご報告いたします。

かねてより林野庁に申請中でありました「木質バイオマス・リグノフェノール実証プラント建設事業」が、このたび「森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業」として採択の運びとなりました。

事業主体は、旭化成の関連会社である旭有機材工業株式会社が担い、本年9月中には着手する予定です。

本事業の内容は、林地内の残材や間伐材等の未利用の森林資源を原料として、石油に代わる新しい製品素材の製造システムを、全国に普及可能な形で構築しようとする、最先端の取り組みであります。財源は林野庁の全額補助で、総事業費は約2億5千万円程度を見込んでおり、事業期間は5年間となっております。本年度は事業の開始年度として実証プラントの建設を行い、次年度以降は運転データの収集・分析とサンプルの抽出による商品開発・研究を進めるそのような計画となっております。

ご承知のとおり、この実証プラントの本町への誘致については、一昨年度から三重大学の船岡教授の研究チームや関係企業と連携しながら、取り組んでまいったところでありまして、今回、林野庁の事業採択を受けたことで、本町が全国に先駆けて、非常に大きな可能性を秘めた最先端技術による「新産業創出」のスタート地点に立った事になり、期待を膨らませつつ、町としても側面的な支援を積極的に行なって参りたいと、考えているところであります。

以上、私の行政報告の主なものにつきましてご報告申し上げましたが、6月の第2回定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、配付いたしました関係資料に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

**議長（米澤壽重）**

以上で行政報告を終わります。

## **日 程 第 5、町長提出議案の上程**

「町長提出議案の上程」を行ないます。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の報告第8号「株式会社あいらんどの経営状況につ

いて」から、認定第 15 号「平成 20 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの 34 件を一括して議題とします。

## 日 程 第 6、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました34件の議案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

番外：町長

### 番外（ 町長 松 田 和 久 ）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

報告第 8 号の「株式会社あいらんどの経営状況について」であります。平成 20 年度決算につきましては、売上高は3億5,194万円余り、販売及び一般管理費等の支出総額は3億6,069万円で、差引き 875 万円の損失決算となりました。

これは同社の経営 3 ヶ年改善計画に比較を致しますと、売上高ではほぼ計画どおりであります。損益につきましては計画額を若干上回る結果となっており、一定の評価ができる決算となりました。

主な達成要因は、20 年度末における町の財政支援により短期借入金の早期償還を行い経営安定化及び減資による外形標準課税の回避等の施策が功を奏し、売上予算達成と売上原価の削減ができたことが大きな要因でございました。これは新体制の執行部のもとで人事異動等による社員の意識改革、地産部等の新規事業の取り組み、中学生の修学旅行の受け入れ、旅行エージェント客の増加、西郷地区宿泊施設との連携強化等によるものです。

しかしながら松江市内のレインボープラザは昨年にして大幅な赤字収支となり会社経営の全体に大きな影響を及ぼしております。

宿泊売上、宿泊客数の減少が大きな要因となっております。これは隠岐のお客様の減少に加え、4 階を妊婦向けの宿泊ルームに改修したため一般客対応の和室が減り、家族連れや学生団体の受け入れが困難となったため、また、妊婦さんの利用がない時にも一般開放ができないため、空室になるなど大きな課題を抱えており、今後施設所有者である広域連合との協議が必要となっております。

次に、平成 21 年度の事業計画及び予算についてであります。まず事業計画につきましては、新しい取り組みの石油備蓄タンクの管理運営と石油の輸送事業、イベントへの積極的な参加など外商販売の強化をはじめとする業務量の拡大、観光施設としての質を高めるための地産地消の徹底、エコツーリズム課の設置、島前との連携強化等による誘客の強化、販売管

理費の見直し、食材の一括購入による原価率の縮減など、経営内容の改善を図ろうとするものであります。

また、予算につきましては、経営改善2ヶ年目を迎え、計画どおりとなる売上高3億7,000万円、純損益額は400万円の損失とし、計画最終年度の黒字化に向け、各施設ごとの担当役員の配置、経費削減に向けた全社的な「省エネプロジェクトチーム」の組織化など社員一丸となって取り組もうとするものであります。

同社の経営改善につきましては本町が筆頭株主の立場から引き続き指導、助言を行い、改善状況について議会へ報告していくところでありますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

次に、報告第9号の「隠岐の島町教育委員会事業の点検評価について」であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくため、「平成20年度事務の管理・執行状況についての点検・評価」を行ったので、評価委員会の意見を添えて報告するものであります。

続きまして、議第71号の「平成21年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」についてご説明いたします。

まず、歳入歳出予算の補正額は、4億7,538万3千円の追加でありまして、補正後の予算額を147億9,717万6千円とするものでございます。

補正の主な内容は、地域活性化・生活対策臨時交付金事業、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、地域活性化・公共投資臨時交付金事業、私立保育所運営事業、子育て応援特別手当給付事業、高齢者福祉対策事業及び都万地区防災行政無線整備事業などに係る予算の増額補正や人件費の補正であります。

その具体的な内容は、地域活性化・生活対策臨時交付金事業につきましては、昨年度の基金積立分のうち、未執行額3,500万円余りを財源としまして、役場本庁舎及びふれあいセンターの下水道接続工事費、町道改良費、遊具施設整備費及び消火栓用格納箱整備費などの予算を計上いたしております。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業につきましては、7月の臨時議会におきまして、4億1,000万円余りを補正させていただきましたが、未計上額1億2,500万円余りを財源としまして、屋内温水プールの熱源機器取替工事費、町営住宅のシロアリ対策費、小中学校の校名銘板の取替費・ストーブ購入費、教職員用のパソコン購入費、学校のデジタルテレビ購

入費、学校図書・教材整備費及び八尾川観光遊覧船購入費などの予算を計上しておりまして、地域経済活性化への効果を期待するものであります。

地域活性化・公共投資臨時交付金事業につきましては、蛸木漁港の物揚場整備費、箕浦漁港の集落道整備費などを増額補正するものであります。

これらの財源につきましては、国・県補助金等の特定財源のほか、町債の増額計上と、一般財源には地方交付税及び繰越金の見込み額などを充当するものであります。

また、歳入歳出予算の補正に伴いまして、地方債の限度額を増額する変更も行なっております。

次に、議第 72 号の「平成 21 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は、3,211 万 8 千円の追加でありまして、補正後の予算額を 19 億 1,837 万 1 千円とするものであります。

補正の主な内容は、後期高齢者支援金等の支払額決定による増額と、平成 20 年度分の療養給付費等に係る国・県補助金の精算による償還金を増額補正し、4 月の職員人事異動に伴う人件費を減額補正するものであります。

この財源につきましては、諸収入の増額と前年度繰越金を充当し、一般会計繰入金及び基金繰入金を減額するものであります。

次に、議第 73 号の「平成 21 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。まず、歳入歳出予算の補正額は、28 万 7 千円の減額でありまして、補正後の予算額を 8,322 万 8 千円とするものであります。

補正の内容は、4 月の職員人事異動に伴う人件費を減額補正するものであります。

この財源につきましては、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に議第 74 号の「平成 21 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は、212 万 4 千円の追加でありまして、補正後の予算額を 1 億 8,002 万 4 千円とするものです。

補正の主な内容は、職員の人事異動に伴う人件費の増額と浄化槽修繕料を追加補正するものであります。

これらの財源につきましては、繰越金を充当しております。

次に議第 75 号の「平成 21 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は、9 万 3 千円の減額でありまして、補正後の予算額を 1 億 8,308 万 5 千円とするものであります。

補正の主な内容は、4月の職員人事異動に伴う人件費を減額するものであります。

これらの財源は、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議第76号の「平成21年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。3億2,221万3千円とするものであります。

補正の主な内容は、都万地区での浄水場の膜ろ過施設の膜洗浄業務委託、消費税・地方消費税の中間納付分及び4月の職員人事異動に伴う人件費を追加補正するものであります。

これらの財源につきましては、前年度繰越金及び消費税・地方消費税の還付金を充当するものであります。

次に、議第77号の「平成21年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

まず、歳入歳出予算の補正額は、104万9千円の減額でありまして、補正後の予算額を14億1,422万3千円とするものであります。

補正の主な内容は、西郷地区公共下水道施設整備費の処理場建設業務委託費及び管路詳細設計業務委託費を精算見込みによってそれぞれ減額し、これに伴って公共下水道事業の進捗を図るために、田井地区の管路布設工事請負費等を増額するほか、4月の職員人事異動に伴う人件費を減額補正するものであります。

これらの財源につきましては、一般会計繰入金を減額補正するものであります。

継続費の補正は、平成18年度から4ヵ年の継続事業として委託施工してまいりました、公共下水道処理場建設事業を精算見込みに基づき、年割額を変更し、併せて継続費総額を減額補正するものであります。

次に、議第78号の「平成21年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は、33万円の追加でありまして、補正後の予算額を、2,249万8千円とするものであります。

補正の内容は、職員の給与等に要する経費を増額補正するものであります。

この財源につきましては、前年度繰越金を充当するものであります。

次に、議第79号の「平成21年度隠岐の島町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は、787万5千円の追加でありまして、補正後の予算額を1,011万8千円とするものであります。

補正の内容は、平成20年度分の医療費及び事務費に係る交付金の精算による償還金を増

額補正するものであります。

この財源につきましては、前年度繰越金を充当するものであります。

次に、議第 80 号の「隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」であります。健康保険法施行令の一部改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、現在 38 万円かと思いますが、平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間の出産に係る出産育児一時金を引き上げるものであります。

新政権では、国助成 55 万円ということが伝えられておりますが、今回は 42 万円に引き上げるということでございます。

次に、議第 81 号の「隠岐の島町行財政改革推進審議会条例の一部を改正する条例について」であります。行財政改革の実施状況等について意見をいただくために、現在、町長への答申までとしている委員の任期を 2 年に改めるとともに、委員数を 12 人以内から 10 人以内に改めるものであります。

次に、議第 82 号の「隠岐の島町学校設置条例の一部を改正する条例」につきましては、小学校、中学校の統廃合について、各地区の皆様方のご理解が得られましたので、平成 22 年 4 月 1 日より学校設置条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、小学校において、飯田小学校、大久小学校及び那久小学校それぞれ廃止をさせていただきまして、中村小学校と布施小学校を廃止して新たに北小学校を設置するものであります。

また、中学校において、中村中学校及び布施中学校を廃止するものであります。

次に、議第 83 号「委託変更協定の締結について〔隠岐の島町公共下水道西郷浄化センター建設工事〕」であります。平成 18 年度から 4 年の継続事業として委託施行してまいりましたが、工事も順調に進捗し、事業費の精算見込みに基づき、委託金額を減額変更するものであります。

また、併せて協定相手方の代表者名を変更するものであります。

次に、議第 84 号「工事請負契約の締結について〔島後清掃センター給塵用クレーン更新工事〕」であります。去る 8 月 24 日、3 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社タクマが落札いたしましたので、同社と契約金額 7,350 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、同意第 3 号「隠岐の島町固定資産評価審査委員の選任同意」につきましては、本町の固定資産評価審査委員 3 名を選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、

議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第4号「隠岐の島町名誉町民の選定同意」につきましては、本年10月25日に予定している合併5周年記念式典において本町の名誉町民を顕彰いたしたく、隠岐の島町名誉町民選考審議会に故人を含む7名の選定について諮問したところ、諮問内容に同意する旨の答申を得たので、隠岐の島町名誉町民条例第2条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであります。

なお、7名のうち砂原秀遍氏を除く6名は、合併前の町村において選定・顕彰されていた方々であり、新町において改めて選定し顕彰するものであります。

次に諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明いたします。本町の人権擁護委員10名のうち、野津千春氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、引続き野津千春氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めらるるものであります。

次に認定第1号の「平成20年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第15号「平成20年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの認定案件15件は、地方自治法第233条第3項の規定により、決算書の調製を終え監査委員の審査が終了いたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付するものであります。

また、平成19年6月に制定された財政健全化法により、決算認定にあたり健全化判断比率とその関係書類についても監査委員の審査に付し、同法第3条の規定により監査委員の意見書をつけて当該比率を議会に報告するものであります。

まず、一般会計決算の概要であります。歳入総額は150億5,317万2千円余、歳出総額は147億8,939万円余の決算となり、歳入歳出の差引額であります形式収支額は2億6,378万1千円余の黒字となり、次年度への繰越財源を控除した実質収支額は1億2,275万6千円の黒字となったところであります。

続きまして平成20年度普通会計決算における財政状況の概要についてご説明申し上げます。

財政の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より4.8%高くなり96.3%となりました。このうち公債費に係る比率は、39.7%から41.7%となっております。また、公債費比率は前年度の18.7%から23.7%に急増となったところであります。財政健全化法の判断比率の一つである実質公債費比率は、平成20年度決算における3年平均で表す指数は20.6%となり、

起債の制限を受ける 25%に迫っておりました 18 年度の 24.1%から大きく改善されてまいりました。

このように、行財政改革の推進により健全化へ向かって取り組んでまいりましたが、まだ、健全財政というには程遠いことや、町財政の主要財源である交付税の動向で左右される財政指数であることから、交付税の動向に留意しつつ、更なる行財政改革の推進が必要な状況には変わりないところであります。

なお、地方債の残高については事業費縮減と繰上償還の効果もあって、前年度比で 15 億 8,000 万円程度が減額になり、273 億 9,600 万 3 千円となりまして、地方債現在高比率も 302.4%と少しは改善されました。

基金の残高については、平成 19 年度に引き続き地域振興基金の積立を行い、前年度比で 10 億 5,800 万円余りの増額となり 36 億 5,344 万 7 千円の残高となっております。

次に、各特別会計についてであります。厳しい財政運営ではございましたが、一般会計からの繰入金などで収入を確保し、黒字決算とすることができました。

これら決算の概要につきましては、歳入歳出決算書をはじめ、配付いたしました決算関係書類をご覧頂きますようお願い申し上げます、説明を省略させていただきますのでご了承をお願いいたします。

次に、財政健全化法に基づく判断比率について、ご報告いたします。

この判断比率には財政状況をフロー的に見る、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及びストック的に見る将来負担比率の 4 つの比率がございます。

このうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の 2 つの比率につきましては、本町では全会計で黒字決算でありますので、算定の対象外でございます。

実質公債費比率につきましては、普通会計の決算概要でご説明申し上げましたとおり、早期健全化の基準数値 25%に対して、本町の比率は 20.6%でありまして、下回る結果となっております。

また、将来負担比率につきましては、基準数値 350%に対して、本町の比率は 157.6%でありまして、これも大きく下回る結果となっております。

もう一点、公営企業における資金不足比率につきましては、本町の対象事業は上水道事業がございますが、資金不足になっていないことから対象外であることを報告いたします。

以上、34 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、なにとぞ慎重ご審議を頂きまして、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます提案理由の説明に代えさせていただきます。

## 議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、提案理由の説明を終わります

### 日 程 第 7、決算審査報告

「決算審査報告」を行います。

監査委員に、審査及び監査の報告を求めます。

番外：代表監査委員

### 番外（ 代表監査委員 大 西 利 明 ）

平成 20 年度一般会計及び特別会計(企業会計を除く)の審査及び、平成 21 年度定期監査を次のように実施致しましたので、その結果及び意見・要望について報告致します。

実施期間は、平成 21 年 8 月 19 日から 8 月 25 日の 5 日間実施を致しました。

審査及び監査対象会計件数 は、一般会計 1 件、特別会計 13 件であります。

審査及び監査の状況ですが、決算審査につきましては、平成 20 年度歳入歳出決算書・同付属書類・財産に関する調書等、その他関係調書に基づいて、計数に誤りはないか、予算の執行は適正になされているかを、事務事業の実施状況を聴取する等の方法で実施いたしました。

監査につきましては、現金出納検査及び事務執行適否監査を、担当者から状況説明を受けながら実施いたしました。

審査及び監査の結果ですが、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同付属書類の計数は、それぞれ正確に処理されており誤りがなかったことを認めました。

監査においては、出納検査の結果、歳計現金・歳計外現金・基金等の管理保管について正確に処理されていたことについて認めました。

財政状況及び審査意見については、一般会計では予算額 163 億 1,814 万 4 千円に対し、収入済額 150 億 5,317 万 2,271 円で収入率は 92.2%となっております。又、支出済額は 147 億 8,939 万 274 円で執行率は 90.6%となっており、結果は 2 億 6,378 万 1,997 円の剰余を生じております。

特別会計13件につきましては、それぞれ黒字決算で会計年度を終えております。

意見といたしまして、予算の執行については、今後とも一般会計のみでなく、各特別会計においても、徹底した経費節減を図るとともに、財源の確保と効果のある事務事業の執行をお願い申し上げておきたいと思っております。

課題ではありますが、(1)町税並びに法令等に基づく分担金負担金及び使用料手数料等の滞

納処理について、納税推進室の増員を行い、徴収業務に努めていることについては敬意を表するものであります。

滞納額は年々増加の傾向にあり、今後とも全庁あげて徴収業務に一層の努力を行うよう望むものであります。

(2)不納欠損処理については、個々の滞納者調査並びに法的根拠に基づき適正な処理に努めていただきたい。

(3)普通財産である土地、建物等の処分並びに財産台帳の整備については、計画を立て整備、処分に努めていただきたい。

以上、平成 20 年度各会計決算審査及び平成 21 年度定期監査の報告と致します。

続きまして、平成 20 年度上水道事業会計決算審査の報告を致します。

審査日は平成 21 年 7 月 8 日、9 日の 2 日間実施致しました。

審査対象は、決算書・決算付属書類・関係諸帳簿類の計数及び内容について審査致しました。

審査報告として、決算書その他関係諸表の計数は正確に処理されておりました。又、予算の執行についても適正であったことを認めました。

次に審査意見、決算審査を通じて上水道事業経営について意見を申し述べます。

本企業は、常に収益の向上に努め経費の節減、施設の管理運営に一層の努力と安定した経営を行うことを望むものであります。

営業収支については、収益的収入関係では、使用水量は年々人口減になどにより減少している。又、収益的支出関係では、人件費、支払利息等の減少額が多額であった。この結果、給水収益の減少額より総費用の減少額が上回ったことにより、20 年度は 116 万 1,060 円の黒字決算となっております。今年度末の累積欠損額は 5,344 万 5,646 円であります。

課題と致しまして、水道料の未収金の徴収業務については、本庁の納税推進室と連携を図り、努力をしていることについて敬意を表するものであります。

今後とも、一層の徴収業務に努めていただきたい。

予算の執行にあたっては、より効果的に又、経費節減に努めていただきたいと思っております。

以上、平成 20 年度上水道事業会計決算審査の報告といたします。

**議長（米澤 壽重）**

以上で、決算審査報告を終わります。

**日 程 第 8、議案の委員会付託**

「議案の委員会付託」を行います。

本日提案されました、認定第1号から認定第15号までの15件につきましては、先程、監査委員から「決算審査報告」がなされました。

本案を、常任委員会の審査に付することを議題といたします。

お諮りします。

本案は、お手元の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

「異議なし」と認めます。

従って、認定第1号から、認定第15号までの15件は、「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、休憩といたします。

( 本会議休憩宣告 10時37分 )

休憩を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 10時48分 )

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

( 本会議休憩宣告 10時48分 )

( 全員協議会開会宣告 10時48分 )

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 11時58分 )

## 日 程 第 9、休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

明日、9月9日から16日までは、特別委員会及び決算審査の常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

「異議なし」と認め、その様に決定いたしました。

以上で本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、9月17日、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

( 散 会 宣 告      1 2 時 0 0 分 )

以 下 余 白